

平成29年度 第12回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成30年 1月31日 (水) 10時00分 ～ 12時07分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員 (会長)、葉山委員 (副会長)、岡部委員、木下委員、五嶋委員、田中伸治委員、津谷委員、水野委員、横田委員
欠席委員	押田委員、菊本委員、田中稲子委員、所委員、中村委員、堀江委員
開催形態	公開 (傍聴者 10人)
議 題	1 (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書について 2 (仮称) 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業に係る第2分類事業判定届出書について
決定事項	平成29年度第11回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 平成29年度第11回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書について</p> <p>ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。</p> <p>【五嶋委員】 高層マンションということで、子供が増えることが予想されますが、子供の成育環境について議論はありましたか。</p> <p>【事務局】 就学の関係などが議論になっています。説明会でも話が出ていますので、後ほど事業者が説明します。</p> <p>【五嶋委員】 便利さなど、大人の視点は盛り込まれていると感じましたが、子供の成育環境について伺いたい。</p> <p>イ 準備書説明会の開催結果について事業者が説明した。</p> <p>ウ 補足資料について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【水野委員】 大気質について検証されていますが、これは準備書に載っていますか。</p> <p>【事業者】 ご指摘を受けて実施したものです。評価書には掲載します。</p> <p>【水野委員】 計算結果と現実を比較すると、この検証は妥当なものかなと思います。</p> <p>【五嶋委員】 説明会資料6ページで、子供の数が増加、公有水面、歴史などの意見が出たようです。特に、子供の成育環境については、小学校などがあることも重要ですが、日本学術会議で提言が出され、遊び場だけでなく、遊び場として指定されていない空間の確保が必要とされています。特に就学以前の子供が高層マンションに住んだ際の影響について調査されたことがあり、例えば地面に森や公園があっても生活感が乏しく、メンタル面で影響があるとされました。こういった事項を踏まえた配慮事項が必要ではないでしょうか。ようやく注目されるようになった事項ではありますが、いかがでしょうか。</p> <p>【事業者】 提言の内容は把握していませんが、現時点では、広場を確保しつつ、準備書2-9ページの配置図ですが、緑色の部分が広場状の空地となっています。いわゆるパブリックスペースで、第三者に開放することを想定してい</p>	

ます。あわせて、区画整理組合の方で考えている既存の台場公園を拡張すること、A地区とB地区の間に公園を新設することで、遊び場を含めて、空間的には準備をしていこうと考えています。

また、体を動かせるように、B地区とC地区の外周部にランニングができるような空間を作る予定です。その外周部に、健康遊具の配置など、遊び的な要素を含めて考えています。ご助言を踏まえて、検討していきたいと思います。

【五嶋委員】

いまの説明は、やはり大人の視点だと思います。提言では、かなり踏み込んだ内容となっているので、ぜひ一読してください。文化財の保全や生物多様性の保全などは、すべてが子供の成育環境に関係していると思います。遊具の配置など、場所を指定するのではなく、もともとあった環境を保全するという考えが重要です。人が便利だと思うもので埋め尽くすと、人は成長しないということが指摘されているところです。ぜひ検討していただきたいと思います。

【事業者】

提言を確認します。

【葉山副会長】

私は、子供のことも研究しています。高層建築の中の立体空間が子供たちにとってどのような存在なのかの視点が重要です。地面まで行けるのかどうか、日常の行動ではおそらく地面まで行かないと思いますので、建物の中の空間がどのようになるか、検討していく必要があります。

【奥会長】

参考にしてください。

【事業者】

わかりました。

【田中伸治委員】

交通混雑や安全の面で問題ないという評価ですが、以前の配慮書等の審査会で、関係車両が細街路に入る場合の検証をするよう指摘したところです。資料編を見ると改めて検証されているようです。細街路については、混雑の面では問題ないと思いますが、住宅地なのでむしろ安全面の評価をすることが重要です。資料編3-7-60あたりでルートが想定されています。対象地域から北西にショートカットし、第一京浜に出られるルートがあると思いますが、これは想定されていません。ここは細街路で、歩道もなく、子供が遊んでいることも考えられます。入居予定者に対する重要事項の説明で配慮を促すという対応となっていますが、実際に守られるかは難しいと思います。できるだけ、対象地域から北西地域へ入りにくくするような構造上の工夫をしたほうがいいと思います。本編2-6で、地図がありますが、E地区とA地区の間を通過して、住宅地にあるいずれかの細街路から国道15号に出ていくという車が必ず出てきます。よって、E地区と公園2の間の道路、ここに入りにくくするような対策をしてください。狭窄によって道幅を狭めるなど、区画整理事業区域内の道路なので対応できるのではないのでしょうか。運河沿いの道も同様です。いかがでしょうか。

【奥会長】

区画整理事業で対応することになりますか。

【事業者】

区画整理の範囲かと思います。道路管理者との協議もあると思いますので、まずは区画整理組合と相談させていただきます。

【田中伸治委員】

ぜひそうしてください。対象地域外のコントロールは難しいと思いますが、対象地域から出る段階でコントロールできるように工夫してください。

【奥会長】

資料3-7の60、61では、ご指摘の北西方向へのルートは想定されていま

せんが、利用されるべきではないということで想定していないのですか。

【事業者】 ご指摘のルートは考えが及んでいなかったところです。

【田中伸治委員】 手法が確立していないため、評価は難しいと思いますが、安全面の対策を重視して検討してください。

【横田委員】 文化財について、保全措置として、掘削しないことをあげ、既存資料をもとにした計画としていますが、運河の埋立てプロセスやボーリング調査などで、より具体的な状況が分かってくると考えられます。今後、調査段階で分かってくる事項について、事業者と横浜市でどのように対応されますか。

また、高層棟周辺の緑地ですが、デッキ上の安全のため、落下物や飛散物の影響を避けるようバッファーとなる緑地などが必要ではありませんか。

【横浜市】 台場については、過年度に区画整理組合と連携しながら、位置確認の調査を行っています。現状は地中に埋蔵されている状況です。今後も引き続き位置確認の調査を進めていきます。埋立てに先立ち、調査を行っていく予定です。

【事業者】 情報の提供を受けながら、より正確な状況の把握に努めます。

2点目については、落下防止の安全対策として、物が落ちないようにひさしや手すり高さの設定など、自社で住宅の品質基準があります。ご指摘いただいたことにも配慮して計画に反映させていきます。

【横田委員】 文化財の調査によって新たに分かったことに対し、工事段階でどのように対応するのかを図書に記載しておくべきではないでしょうか。現状では、適切な保全措置を講じることしか書かれていませんが、詳細にわかってくると、例えば、基礎工事への反映など、ある程度事前に予測できるのではないかと思います。計画立案時の具体的な保全措置についてさらに詳細に記述すべきです。

2点目について、仕様で配慮することですが、利用者の安全性に対する考え方は、防災にも関わりますので、平常時・災害時ともに、記述できるところを入れたほうが良いと思います。ご検討ください。

【事業者】 検討します。

【奥会長】 評価書でどこまで書けるか検討してください。

オ 審議

【奥会長】 審議に入ります。ご意見などありますでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件についての審議はこれで終わります。確認は議事録（案）でお願いします。

(2) (仮称) 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業に係る第2分類事業判定届出書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【田中伸治委員】 工事用車両のルートについては、これでよろしいかと思います。大回りする必要があると思いますので、工事を行う際には施工業者に示して対応していただきたいと思います。

また、補足資料5で供用時の関係車両の走行に伴う交通混雑の予測をしていただきました。15ページの予測結果で設定した交差点が11交差点ありますが、「交差点 No. 3、6及び9には信号が設置されないということで予測対象外としました」とされています。これは予測しなくてもよいのでしょうか。

【事業者】 こちらについては、信号の設置が考えられないということで交差点需要率については算定していません。ただ、交差点の流入交通量については併せて推計しており、その中で交通処理は可能と考えています。

【田中伸治委員】 信号は設置されないということで、おそらく一時停止の制御があるかと思えます。流入交通量を予測しているということであれば、是非それも示した上で、信号がなくても処理できるということを示していただければと思います。

【事業者】 追加資料として事務局にお示しさせていただきたいと思えます。

【奥会長】 どういう形でお示しいただくか、事務局と相談してください。

【木下委員】 前回、風について質問させていただきましたが、私が質問したのは添付資料の資-14 ページに「比較的風通しがよい立地となっています。」という記述になっていますが、だからどうなのかという記述が見当たらないので、そのところが書き込まれている方がいいのではないかと思います。

【奥会長】 「比較的風通しがよい立地」というのが、どういう意図で書かれているのかが明確になっていないということですね。

【事業者】 現況の風環境の予測結果でランク外という結果が出ていましたので、その原因は何かということについて、その考え方を記述しています。その中で「北側に駐車場が立地する、比較的風通しがよい立地」ということで記載したものです。

【岡部委員】 前回の審議で、キスアンドライドの台数が朝の観測で約100台というご説明があったということで、仮交通広場としてはそれを基に対応していただくということでもよろしいかと思うのですが、今後、供用されていく中で、周辺の住宅が高層に建て替えられた場合には、住民が増えてくることも想定できるのではないかと思います。かなり台数が増えても対応できるような駅前広場の確保をお願いできればと思います。

【事業者】 今回添付させていただきました警察協議の交通量推計の中では、緑区の今後の人口増加を見込んで、その分も交通量が増えるということで計算しています。供用時の駅前広場についても、将来の伸びを考慮して必要台数を算定して計画しています。ご指摘の通り、今後、警察との実施協議では、台数について、少し余裕を持って十分対応できるような一般車両の乗降場を計画したいと考えています。

【五嶋委員】 補足資料3で、計画段階事業者の説明に記載のある「①山留めの具体的な工法について」の文章が何度読んでもよくわかりません。「地下水位が高く砂質で透水性の高い地盤を掘削する場合には、ドライワークのため山留め工法に遮水性が要求されます。」という文章が理解できないので簡潔に説明していただけますか。

【事業者】 砂で水がある状態ということですので、例えば浜辺で穴を掘ると、砂が水と一緒に崩れてしまうということがあります。水を含むと砂が崩れ

るので、どんどん砂と水が動いてしまうのを防止するために、工事敷地内と外をモルタルの柱や鋼矢板を打ち込んでつくる山留という構造物で仕切ります。それによって砂も水も動かないようにして作業をするということですが、そうするとまだ敷地内に水がありますので、仕切った敷地内の水だけを汲み、乾いた状態で建設工事を進めることになります。

【五嶋委員】 そういう意味でしたら、もう少し文章に工夫があるといいかと思いません。

地盤沈下対策としては通常行われる工法を適用するということで、特殊なことをするわけではないということですか。

【事業者】 はい。一般論として考えられることを記載させていただきました。

【奥会長】 地盤について、本日は地盤の分野が御専門の菊本委員が御欠席ですので、補足資料3の内容で納得できるものかどうかというところは、事務局から菊本委員に確認をしていただければと思います。

また、補足資料3の②の記述ですが、前回口頭でも説明していただいた内容だと思います。結論としては、「周辺地盤の地下水位へ影響を及ぼすことはないと考えます」ということなのですが、①から②にかけての内容で、前回に口頭でご説明いただいたことに付け加えて新たな情報はこちらに入ってきていますか。なぜ地下水位への影響がないと考えられるのかというところが、これで納得できるものなのかどうか、十分な情報がここに示されているのかどうかというのが疑問な点なのですが。

【事業者】 前回説明させていただいた通常一般的にやる工法に加えて、③が今回追加で書かせていただいた内容です。水を汲んで地盤沈下しそうな兆候がある場合にリチャージウェル、復水井戸に関する記述を追加させていただきました。地盤沈下の対策として、水を汲んだことが原因であれば周辺に水を戻してあげればまた元に戻ってくるということを対策として考えています。それに加えて、前回もお話したと思いますが、観測井戸も必要であれば併せて設置することを考えています。

【奥会長】 ③が前回にはなかった追加内容ということですね。

【事業者】 はい、その部分を前回の補足として書かせていただいています。

【奥会長】 これも併せて菊本委員にご確認いただきたいと思いますが、最後の観測井戸を設置して計測していただくという点について、大体どのあたりに何カ所くらい観測井戸を設置することが想定できるのか、そこもご検討いただければと思います。後日、その情報を出していただければ、十分な観測体制といえるのかどうか併せて検証できると思いますのでよろしくお願いします。

【事業者】 はい。

【津谷委員】 添付資料 3-18 ページに用途地域図が出ています。これを見ると計画区域周辺に第1種住居地域、準住居地域と住居系の用途地域が広がっています。今回の判定届で日影、風害、交通混雑その他幾つか要素を取り上げて説明していただいています。周辺に住居が散在することから、工事騒音、振動の予測もある程度出していただけないでしょうか。

また、非常に混雑した地域なので、工事による大気質への影響も疑問があります。その辺りの資料も出していただけないでしょうか。

【奥会長】 いま即座にご回答いただけないようでしたら、どういう形でどこまで

何を出せるのか、まだ本格的にアセス手続きに載っているわけではないので、中々細かいデータまで出せるような準備もできていないと思いますので、事務局と相談してください。

【事業者】 工事用車両の台数や走行ルートはある程度資料を整えることができたのですが、現段階では工事の方法や施工業者も決まっていない段階です。どういう形で騒音、振動、大気質への影響が予測できるのか、現段階では難しい状況ですが、対応について事務局と相談させていただきたいと思います。

【津谷委員】 添付資料の資-19 ページに、工事車両台数について記載があります。現時点の施工計画をもとに、日台数の最大が 160 台/日とあるのですが、今、お話があったように施工業者も決まっていなくて、具体的な施工計画も中々難しいという中で、この 160 台/日という数字はどのような根拠で設定されたのですか。

【事業者】 類似の施設、規模の工事をやった場合の台数のデータ等を用いながら、今回の中山駅の再開発に当てはめた時の台数です。

【津谷委員】 こういう数字が出てきたということなので、説得できるようなある程度具体的な資料を出せないでしょうか。

【奥会長】 設定根拠をもう少しお示しいただけないかということだと思います。例えばこういう事業ではこの台数だったというような資料でしょうか。

【事業者】 他地区の事例ですので、お出しするというのは難しいところもあるかと思うのですが、どういう対応が可能か事務局と相談します。

【津谷委員】 事実確認です。先日たまたま現場を見たのですが、区域内のパチンコ店付近の電柱にスクールゾーンの表示がありました。前回の審議だと、スクールゾーンがないということでしたが、現場の表示の方が間違っているのでしょうか。

【横浜市  
(都市整備局)】 こちらは、南側にある森の台小学校の学区となっており、そちらにヒアリングをして確認しています。

パチンコ店の前から緑区役所に向かう通りは、中山駅からその通りに至るまで歩道がないということで、そこは敢えて児童は通らないようにしているということです。中山駅の北側も一部が、森の台小学校の学区になっており、そちらの児童については、駅舎を通じて真っ直ぐ南側へ、現況でマクドナルドの横にある通りには歩道がありますので、こちらの通りを使うように指導していると聞いています。

恐らく、スクールゾーンの表示が実態と違っているのだと思います。

【津谷委員】 添付資料 1-9 ページの図 1.3-3 で、北八朔南部 491 号線と台村町交差点と中山駅南口入口交差点で囲まれたところが非常に込み入った商業地あるいは住宅地になっているのですが、この周辺と県道 110 号、この辺りに学習塾がどれくらいあるか把握されていますか。

【奥会長】 すぐに事業者の御回答は出てこないと思いますので、御質問の意図をお願いします。

【津谷委員】 インターネットで検索すると密集して 10 件ぐらい出てきます。直近に学校はないのですが、非常に多くの子どもたちがいることがわかると思います。

それから県道 110 号は私もよく利用しますが、非常に狭い道です。

2011年7月のタウンニュースによると、この道は非常に狭くて、交通量や人通りが多いので、特別にスクールゾーンではないけれども、この道路に歩道と車道を区別する、いわゆるグリーンベルトというカラー舗装を施すことを横浜市で初めてやった場所だそうです。それほど混雑するし、非常に危ない場所ということだと思います。前回、北八朔南部491号線における工事中の歩行者の安全についてのご回答はいただいているようですが、そこから山下長津田線に向かういくつかの道があって、県道110号も工事用車両走行ルートになっています。この県道110号における歩行者の安全について、供用後も含め、特別に何か対策を考えているのでしょうか。

**【事業者】** 学習塾について、記憶を辿った中で3、4カ所はあると思いますが、何カ所あるかは別途、事務局と相談しながら確認させていただきます。

県道110号については、供用時の交通、それから工事用車両も含めて、いくつかのルートに分散させることを考えており、県道110号だけに全ての流出する交通量に乗せるわけではなく、自動車の負荷を工事中、供用時も分散させて、できるだけ抑えていくことを考えています。

歩行者の安全性についても、確かに狭い道路ですが、交通量を分散させることによって十分確保することは可能ではないかと考えています。

**【奥会長】** いまご指摘については、塾の数を把握していただくのではなく、むしろ子供を含めた多くの方が狭い道を通ることについて、安全性を如何にして確保していくのかということが第一だということですので、塾の数まで数えていただく必要はないかと思えます。どういう対策を講じるかについてしっかりとご説明いただくことが肝要だと思います。

**【田中伸治委員】** 先ほどの指摘に少し追加させてください。

補足資料の15ページで、交差点No.3、6及び9についてお願いをしましたが、特に交差点No.6は駅に非常に近くて歩行者も多いと思われまます。車の流入交通量の予測は既に行っているということでしたが、歩行者と合わせてこの交差点が使われるという中で十分に処理できるか、危険な状態が生じないかということを確認していただければと思います。

**【事業者】** はい。

エ 審議

**【奥会長】** 騒音、振動、大気質に係るデータについては、事務局と事業者の間で相談してどういう形で出せるか検討してください。それから地盤については、菊本委員に確認してください。

それ以外の点については、議事録(案)で確認をお願いします。

資 料

- ・平成29年度第11回(平成30年1月16日)審査会の会議録【案】
- ・(仮称)東高島駅北地区C地区棟計画に係るアセスの取扱いについて事務局資料
- ・(仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・(仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書説明会における質疑及び意見の概要、事業者の回答等 事業者資料
- ・(仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書の概要及び

説明会開催のお知らせ 添付－1 事業者資料

- ・(仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書の概要及び説明会開催のお知らせ 添付－2 事業者資料
- ・(仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料
- ・(仮称) 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業 第2分類事業判定届出書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・(仮称) 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業 第2分類事業判定届出書 添付資料に関する補足資料 事業者資料